

認定個人情報保護団体の指針等において
検討が望ましい論点
取りまとめ

平成29年6月

放送を巡る諸課題に関する検討会
視聴環境分科会
視聴者プライバシー保護ワーキンググループ

1. 本取りまとめ結果の位置付け	3
2. 視聴履歴等の取扱いに係る検討について	5
2-1. 視聴履歴取扱指針等における基本的な考え方	5
2-1-1 視聴履歴の取扱いに係る指針等を検討する際の参考に資する事項	5
2-1-2 用語の定義	5
2-2. 通知・同意取得のあり方	7
2-2-1 通知・同意取得の内容について	7
2-2-2 通知・同意取得の方法等①／事前の同意取得について	8
2-2-3 通知・同意取得の方法等②／視聴履歴の取扱いに関する同意内容の確認、同意の撤回等について	8
2-2-4 通知・同意取得の方法等③／通知・同意内容の変更について	8
2-2-5 通知・同意取得の方法等④／同意取得に係る配慮について	9
2-2-6 通知・同意取得の方法等⑤／第三者提供に係る配慮について	9
2-2-7 通知・同意取得の方法等⑥／共同利用に係る配慮について	10
2-2-8 通知・同意取得の方法等⑦／課金、統計及び匿名加工情報作成の目的で視聴履歴を取得する場合の配慮について	10
2-3. 視聴履歴の取扱いに係る配慮	12
2-3-1 要配慮個人情報の推知	12
2-3-2 テレビ受信機を世帯で共有している場合の配慮	13
2-3-3 視聴履歴の利用目的の特定及び保存期間の設定	14
2-3-4 非特定視聴履歴の取扱いについて	14
2-4. 匿名加工情報の取扱い	15
2-4-1 視聴履歴の匿名加工情報の作成等	15
2-4-2 視聴履歴の匿名加工情報の提供について	16
2-4-3 視聴履歴の加工の方向性	16
2-4-4 視聴履歴のユースケースにおける基本的な加工の方向性	18
3. 留意点と今後の課題	24
(参考1)開催要綱	25
(参考2)構成員・オブザーバー名簿	27
(参考3)検討経緯	28

1. 本取りまとめ結果の位置付け

平成 27 年に個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)が改正されたことを受けて、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成 16 年総務省告示 696 号。以下「旧指針」という。)の改正を検討するため、平成 28 年 10 月、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(座長:多賀谷一照 獨協大学法学部教授)の「視聴環境分科会」(分科会長:新美育文 明治大学法学部教授)(以下「分科会」という。)の下に、「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」(主査:宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授)(以下「WG」という。)が設置された。同WGでは、放送受信者等の個人情報保護のための規律のあり方を中心に議論が行われた。

このWGでの検討の結果、基本的には、個人情報保護法令と同等の規律としつつ、放送における特別な事情に考慮した規律を設けるべきとの方向が示された。とりわけ、放送は、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の多様な番組を提供していることから、放送受信者等の日常の視聴履歴を蓄積することにより取得される個人情報は、多様かつ膨大になり得る。したがって、このような視聴履歴の分析により、放送受信者等の幅広い趣味・嗜好等について高い確度で推知することが可能となると考えられ、その結果、放送受信者等に対してその趣味・嗜好等を踏まえたより利便性の高いサービスを提供し得る一方で、分析の方法によっては視聴者のプライバシーを侵害する可能性や、ひいては要配慮個人情報の取得につながるおそれも否定できないことから、放送の視聴履歴は非常にプライバシー性が高い個人情報となり得るものとして扱う必要がある。このため、視聴履歴については、今般の個人情報保護法改正の趣旨を踏まえて、旧指針における目的規制を撤廃するとともに、その取扱いに一定の規律を設ける、という形で利活用を進める方向で、旧指針を改正するガイドライン(案)の取りまとめを行った。その後、WGから分科会に対し、ガイドライン(案)の報告を行い、分科会によるパブリックコメントを経て、平成 29 年5月 30 日に、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成 29 年総務省告示第 159 号。以下「放送分野ガイドライン」という。)が施行されている。

放送分野ガイドラインでは、視聴履歴についての規律を規定しているが、放送受信者等の利益を確保するためには、放送分野ガイドラインの規律の運用に当たり、その趣旨を十分に踏まえることが必要である。ただし、運用方法の検討に当たっては、業務の実情についての知見が不可欠であるため、実際に放送受信者等の個人情報を取り扱う受信者情報取扱事業者において、業務の実情を踏まえて検討されるべきと考えられることから、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールとして定められることが望ましい。

このように、放送分野の認定個人情報保護団体は、放送分野ガイドラインの規律等を踏まえ、旧法に基づく個人情報保護指針を見直し、新たに視聴履歴の取扱いや匿名加工情報に関する運用ルールを整備することが急務となった。認定個人情報保護団体が定める新たな個人情報保護指針は、改正個人情報保護法の施行後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが求められる一方、放送分野では、これまで視聴履歴の利用が限定され、特定目的(統計、

課金) 以外は原則として認められていなかったことなどから、視聴履歴の利用に係る視聴者認知が低く、また、個人情報に関する議論の蓄積が必ずしも十分ではなかった。このためWGでは、改正個人情報保護法の施行を目前に控え、速やかな業界自主ルールの策定に資するべく、認定個人情報保護団体の指針等において検討が望ましい論点について集中的に議論し、検討結果を取りまとめることが望ましいと判断した。オブザーバーとして参加する事業者及び事業者団体の意見を反映しつつ、視聴履歴の取扱いについて、第5回～第8回のWGで検討を行い、この度これらの検討結果の取りまとめを行ったものである。

したがって、本取りまとめは、放送分野ガイドラインとは異なり、受信者情報取扱事業者が従うべき規律を定めたものではなく、あくまで、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールの策定を検討する際に参考とされるべきものと位置付けられる。このため、受信者情報取扱事業者の業務の実情に合わせて、より適切な自主ルールの策定を妨げるものではなく、認定個人情報保護団体において、具体的な利活用の方法、サービスの実態を踏まえ、より具体的な取扱いに関する規定や、インターフェースの実装例、画面遷移のモデル等を検討し、指針の拡充やユースケースの蓄積を図ることにより、ベストプラクティスを促すことが望まれるものである。

また、本取りまとめにおいては、個人情報である放送分野ガイドライン上の「視聴履歴」について整理するものとし、特定の個人に紐付かない「非特定視聴履歴」については、基本的に対象としていない。しかしながら、「非特定視聴履歴」の取扱いについても、放送受信者等及びその世帯の構成員のプライバシー等に配慮する観点からは、これを取り扱う事業者による一定の自主的な取り組みが望まれるところである。放送分野ガイドラインの解説においても、認定個人情報保護団体が策定する個人情報保護指針等の業界団体の自主ルールとして定めることが望ましい旨、記載されており、認定個人情報保護団体等における検討に委ねられている。

なお、本取りまとめにおいて、「しなければならない」と記載されている事項については、放送分野ガイドライン及びその解説において明確になっている受信者情報取扱事業者の責務、又は放送分野ガイドラインの解釈により受信者情報取扱事業者の責務と考えられる事項である。対して、WGの議論を踏まえ、放送受信者等の保護の観点から、特に要請が強いと考えられる事項については、「望ましい」という形で記載している。また、適宜、「対処例」「記載例」など例示を設けているが、あくまで参考として記載したものであり、例示どおりに指針に定めることを求める趣旨ではない。

本取りまとめが、視聴履歴の取扱いについて、放送分野の認定個人情報保護団体及びその加盟社をはじめとする、関係者による取組の一助となることを期待する。

2. 視聴履歴等の取扱いに係る検討について

2-1. 視聴履歴取扱指針等における基本的な考え方

2-1-1 視聴履歴の取扱いに係る指針等を検討する際の参考に資する事項

◆ 認定個人情報保護団体等が、個人情報保護法、放送分野ガイドライン等に基づき、視聴履歴に係る自主ルール(以下、「視聴履歴取扱指針等」という。)を定める際には、放送受信者等の視聴履歴の取扱いに関して、少なくとも次の事項を検討することが望ましい。

- ・ 通知・同意取得のあり方
- ・ 視聴履歴の取扱いに係る配慮
- ・ 匿名加工情報に係る取扱い

2-1-2 用語の定義

◆ 本取りまとめにおける用語の定義は、個人情報保護法、放送法、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン、放送分野ガイドラインのほか、次によるものとする。

視聴関連情報		<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報（視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象となる。）
個人情報	視聴関連個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴関連情報のうち、個人情報(特定の個人※1を識別できるもの)に該当するもの。※2
	視聴履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴関連個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。 ・ なお、この情報により視聴した放送の受信の契約者等が誰なのか(特定の個人)が識別できれば良く、実際に視聴した者(契約者の家族のうち、誰が実際に視聴したのか等)が個別に特定される必要はない。 <p>(視聴の都度、個人情報の提供に関して同意する場合を除く。)</p>
個人情報以外	非特定視聴関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴関連情報のうち、特定の個人を識別できないもの。※2
	非特定視聴履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非特定視聴関連情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。

- ※1 特定の個人： 視聴関連個人情報、視聴履歴について「特定の個人を識別できる」とは、契約者情報等に紐付くことにより特定の放送受信者等が識別されれば足り、実際に視聴した者が特定される必要はない。
- ※2 特定の個人に紐付かない情報であっても、例えば同じ社内の別のデータベースに保存される特定の個人を識別することができる情報と容易に紐付けることが可能である(容易照合性がある)場合には、個人情報として取り扱われる。

2-2. 通知・同意取得のあり方

2-2-1 通知・同意取得の内容について

- ◆ 放送分野ガイドライン第 35 条第1項各号の目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)の範囲を超える視聴履歴の取扱い(取得、保存、提供その他の利用)に当たって、放送受信者等の同意を得る場合、通知すべき事項として次の①～⑧の事項を明記。

- ① 視聴履歴の取扱いの対象となるサービスの概要
- ② 視聴履歴の取扱いの主体
- ③ 視聴履歴の取扱いに係る情報の項目【GL 第 35 条第 1 項】
→ 視聴履歴の取扱いに係る情報の項目を、できるだけ具体的に通知しなければならない。

(情報の項目の通知例)

- ・ 視聴履歴(視聴した日時とチャンネル、番組内容)

- ④ 取得の方法【GL 第 35 条第 1 項】
→ 視聴履歴をどのような方法(機器、回線等)で、取得しているかについて通知しなければならない。

(取得方法の通知例)

- ・ テレビを視聴すると、テレビが接続しているインターネット回線経由で、視聴履歴が取得されます。

- ⑤ 利用の目的【GL 第 4 条第 1 項】
→ 取得する視聴履歴の項目の利用目的を特定し、具体的に通知しなければならない。
→ 視聴履歴の項目ごとに、利用目的が異なる場合は、それを分けて通知しなければならない。

(利用目的の通知例)

- ・ 視聴ポイント、クーポン配信
- ・ 番組・コンテンツのお勧め
- ・ ターゲティング広告
- ・ 番組作りへの反映
- ・ 機器・設備の開発・保守

- ⑥ 保存期間、視聴履歴の消去【GL 第 10 条】
→ 取得した視聴履歴に関して、保存期間を公表している場合を除き、次の内容を通知しなければならない。
 - 1) 保存期間
 - 2) 保存期間経過後又は当該視聴履歴が不要になった場合には速やかに消去すること。

⑦ 本人による関与【GL 第 20 条第 1 項、第 35 条第 3 項】

- 視聴履歴の取扱いについて、同意した内容を確認できること、その確認を行うための手段を通知しなければならない。
- 同意後であっても視聴履歴の取得の停止を本人が依頼できること、そしてそのための手段を通知しなければならない。

⑧ 問合せ先【GL 第 20 条第 1 項】

- 視聴履歴の取扱い等に関する問い合わせ先を通知しなければならない。

2-2-2 通知・同意取得の方法等①／事前の同意取得について

- ◆ 視聴履歴を第 35 条第 1 項各号の目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)の範囲を超える視聴履歴の取扱い(取得、保存、提供その他の利用)をする場合の同意について、以下の事項を視聴履歴取扱指針等に明記。【GL 第 35 条第 1 項】

① 視聴履歴の取得開始に先立ち、視聴履歴の取扱いについて、事前に(※)放送受信者等にその旨を通知し、同意を取得しなければならない(事前の同意なしに、視聴履歴の取得・利用は行わない。)

② 通知については、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならないこと。その際、幅広い年齢層、リテラシー層等を想定し、わかりやすい表現、表示とすることが望ましい。

※ 「事前に」とは、事業者が視聴者から視聴履歴の取得を開始するよりも時系列で前の時点の意味するものであり、具体的にはサービスの契約時、利用開始時、機器の更新時等を想定している。

2-2-3 通知・同意取得の方法等②／視聴履歴の取扱いに関する同意内容の確認、同意の撤回等について

- ◆ 視聴履歴の取扱いに関する同意内容の確認と取得の停止について、次の事項を視聴履歴取扱指針等に明記。【GL 第 20 条第 1 項、第 35 条第 3 項】

① 放送受信者等が、取得される情報の項目、利用目的、第三者提供等の視聴履歴の取扱いに関して、いつでも同意した内容を確認できるようにしなければならない。

② 放送受信者等が、同意後であっても、情報の取得の停止を求め、かつ第三者提供に関する同意を撤回できるようにしなければならない。併せて、具体的な手続(方法、連絡先等)を示さなければならない。

2-2-4 通知・同意取得の方法等③／通知・同意内容の変更について

- ◆ 受信者情報取扱事業者が、2-2-1 の定めるところにより、同意に際して放送受信者等に通知した内容を変更する場合には、以下の場合を除き、改めて本人から同意を取得しなければならないことを明記。【GL 第 5 条第 1 項、第 10 条、第 35 条第 1 項】

① 「2-2-1 ⑤利用の目的」の変更については、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲であれば、通知または公表で足りる。【GL 第 4 条第 3 項】

② 「2-2-1 ⑥保存期間」の変更については、通知又は公表で足りる。【GL 第 10 条関連】

2-2-5 通知・同意取得の方法等④／同意取得に係る配慮について

◆ 視聴履歴が継続的に取得される特性を有することを踏まえ、継続的に適正な取得を確保する観点から、同意取得に係る配慮として、次の事項を視聴履歴取扱指針等に明記。

① 同意取得に当たり、視聴履歴の取扱いに係る同意をしなくても放送の受信が可能であることについて、放送受信者等が容易に理解できるようにしなければならない。【GL 第 35 条第 2 項】

② 放送受信者等が、視聴履歴を取得されていることを、容易に認知できるようにしなければならない。【GL 第 7 条第 1 項、第 35 条第 3 項】

③ 放送受信者等がテレビを世帯で共有している場合を想定して、取得に係る周知や注意喚起をしなければならない。【第 35 条第 1 項】

(注意喚起の例)

- ・ 視聴者に対して、同意に当たり、1) 契約者等の個人情報の本人が同意を行う必要があること、また、2) サービス利用開始に伴い、世帯の構成員全ての視聴履歴が取得されることを周知し、了解を得た上で同意するよう注意喚起する。

2-2-6 通知・同意取得の方法等⑤／第三者提供に係る配慮について

◆ 第三者提供に係る配慮として、次の事項を視聴履歴取扱指針等に明記。

① 第三者提供を行う場合には、第三者提供に先立って、次の事項を通知し、同意を得なければならない。なお、2-2-2 の事前の同意取得時に通知の内容に含め、併せて同意を得ることも可能である。【GL 第 4 条第 2 項、第 16 条第 1 項】

- 1) 第三者提供を行うこと
- 2) 第三者提供の提供先

② 第三者提供先の通知に当たっては、次のいずれかの方法により、できる限り具体的に提供先を通知しなければならない。【GL 第 4 条第 2 項】

- 1) 提供先を個別に特定して通知する。
- 2) 提供先の範囲を特定して通知すると共に、個別の提供先を外部参照できるようにする。

(第三者提供先の通知例)

- ・ 弊社広告主に対して、第三者提供を行います。
(弊社広告主一覧:<http://-----.co.jp>)
- ・ 提携先ソーシャルメディア事業者に対して、第三者提供を行います。
(提携先ソーシャルメディア一覧:<http://-----.co.jp>)
- ・ 弊社連携ポイントサービス事業者
(連携ポイントサービス加盟店一覧:<http://-----.co.jp>)

③ 第三者提供先については、視聴履歴の取得の停止が可能となっていることに鑑み、提供先を変更する場合、適時、本人に通知することが望ましい。【GL 第 35 条第 3 項関連】

④ 当初の同意時に通知した提供先に対して、提供先の追加が、利用目的の変更に該当し、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えると考えられる場合、改めて本人の同意を取得しなければならない。【GL 第 5 条第 1 項、第 35 条第 1 項】

2-2-7 通知・同意取得の方法等⑥／共同利用に係る配慮について

◆ 共同利用者の範囲については、本人から見て、個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲でなければならない。このため、共同利用に係る配慮として、次の事項を視聴履歴取扱指針等に明記。【GL 第 16 条第 9 項】

① 共同利用を行う場合、共同利用を行うこと、個人データの項目、共同利用者の範囲、利用目的及び管理責任者の名称を通知又は容易に知り得る状態※にしなければならない。

② ①のことから、以下のとおり、具体的にその範囲がわかるようにしなければならない。

- 1) 共同利用者の範囲を個別に特定して通知又は容易に知り得る状態にする。
- 2) 共同利用者の所属する集団を特定して通知すると共に、個別の共同利用者を外部参照できるようにする。

(共同利用の通知例)

- ・ 以下の〇〇株式会社グループで共同利用します。〇〇株式会社、〇〇映像制作株式会社、株式会社〇〇美術、株式会社〇〇クリエイティブ
- ・ 〇〇テレビ系列局で共同利用します。(系列局一覧:<http://-----.co.jp>)

※ 「容易に知り得る状態」とは、放送受信者等が閲覧することが合理的に予測される受信者情報取扱事業者等の Web サイトにおいて、本人がわかりやすい場所(トップページから 1 回程度の操作で到達できる場所等)にわかりやすく継続的に掲載する等が該当する。(放送分野ガイドラインの解説 3-6-2-1「オプトアウトに関する原則」参照)

③ 共同利用の範囲については、視聴履歴の取得の停止が可能となっていることに鑑み、共同利用の範囲を変更しない限りで提供先を変更する場合、適時、本人に通知することが望ましい。【GL 第 35 条第 3 項関連】

2-2-8 通知・同意取得の方法等⑦／課金、統計及び匿名加工情報作成の目的で視聴履歴を取得する場合の配慮について

◆ 課金、統計の作成及び匿名加工情報の作成を目的として視聴履歴を取得する場合には、放送受信者等の事前の同意は必要とされず、利用目的の通知又は公表で足りる。

◆ ただし、放送分野ガイドライン第 5 条第 1 項において、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、放送受信者等の個人情報を取り扱ってはならないとされ

ていることから、通知又は公表した利用目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)のために必要と合理的に考えられる期間を超えて視聴履歴を保有することは、放送分野ガイドライン第5条第1項及び第35条第1項に反するおそれがある。

◆ このため、視聴履歴取扱指針等において次の事項を明記。【GL 第5条第1項、第10条第1項】

- ① あらかじめ本人に通知又は公表した利用目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)のために必要な範囲を超えて視聴履歴を取り扱ってはならない。
- ② 利用目的に照らし、放送受信者等から見て合理的な視聴履歴を保有する期間を定め、これを超えて視聴履歴を保有せず、かつ、利用目的を達成した場合には速やかに消去するよう努めなければならない。

2-3. 視聴履歴の取扱いに係る配慮

2-3-1 要配慮個人情報の推知

◆ 放送分野ガイドライン第34条の要配慮個人情報の推知に関して、次の事項を明記。

○ 推知を禁じる規律の整備

- 1) 視聴履歴の取扱いに関して、要配慮個人情報の推知を禁じる規律の整備等の安全管理措置を講じなければならない。【GL第34条解説「注意義務違反に該当する事例 事例1」】

活用方法として認められる「趣味・嗜好」の推知と、禁止すべき「要配慮個人情報」の推知のそれぞれに該当する具体例を対比する等により、視聴履歴の解析の結果、推知される要配慮個人情報の例と禁止される行動の理解を促すことが望ましい。
【GL第34条】

(対処例)

- ・ 個人情報保護規程に、禁止すべき要配慮個人情報の推知に該当する具体例を明示する。

<記載例>

視聴履歴を解析して分類した思想・信条のカテゴリを、放送受信者等の情報の一部としてデータベースに格納してはならない。

- ・ 個人情報保護規程に要配慮個人情報の推知の禁止を規定し、視聴履歴の取扱マニュアル等において、視聴履歴の解析において問題になる「要配慮個人情報」の推知について、具体例を対比して解説する。

<記載例>

視聴履歴を解析して、要配慮個人情報(人種、思想・信条、病歴、障害等の機微情報)を推知することは禁止されており、取扱いには注意が必要である。

(思想・信条の推知が問題になり得る例)

- 「〇〇教」の教義を解説する番組を視聴するニーズがあるという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。
- × 視聴履歴単体、又は他の情報との組み合わせにより「〇〇教徒」と推知した結果をデータベースに格納する。

(思想・信条の推知が問題になり得る例)

- 「国際問題」をテーマとする政治討論番組を好んで視聴するという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。
- × 視聴履歴単体、又は他の情報との組み合わせにより「〇〇党を支持」と推知し、データベースに格納する。

(病歴の推知が問題になり得る例)

- 「メンタルヘルス」をテーマとする健康情報番組を視聴するニーズがあるという分析結果をデータベースに格納し、サービスに活用する。
- × 「鬱病」など特定の疾患の病名を推知し、データベースに格納する。

- 2) 視聴履歴を第三者へ提供する場合は、その契約の条件として、当該第三者が契

約時の目的外の利用を禁じること及び安全管理措置を講じることについて、規定しなければならない。【GL第34条解説「注意義務違反に該当する事例 事例3」】

- 3) 視聴履歴の取扱いに関して、放送受信者等に、要配慮個人情報の推知に対する不信を抱かれるような行為を抑止するよう努めることが望ましい。

(対処例)

- ・ 個人情報保護規程に、要配慮個人情報の推知に係る不適切な行為に該当する可能性のある具体例を明記して注意喚起をする。

<記載例>

あらかじめ視聴履歴の利用目的の一つに DM 送付を含めて同意を取得していたとしても、ガン治療に関する番組を視聴した視聴者に対して、ガン治療の専門機関の DM を送ることは、視聴者の不信を招く場合もあるので、病歴の推知は行っていないことの説明を加える等、注意が必要である。

2-3-2 テレビ受信機を世帯で共有している場合の配慮

- ◆ テレビ受信機を世帯で共有している場合の配慮として、次の①～⑤の事項を明記。

① 世帯構成員への周知(再掲)

放送受信者等がテレビを世帯で共有している場合を想定して、取得に係る周知や注意喚起をしなければならない。【GL第35条第1項】

(注意喚起の例)

- ・ 視聴者に対して、同意に当たり、1) 契約者等の個人情報の本人が同意を行う必要があること、また、2) サービス利用開始に伴い、世帯の構成員全ての視聴履歴が取得されることを周知し、了解を得た上で同意するよう注意喚起する。

② 同意の主体

視聴履歴の取扱いに係る同意は、世帯構成員の視聴履歴も併せて取得されることについて、世帯構成員から同意を得た上で、契約者等の個人情報の本人から取得しなければならない。【GL第35条第1項】

③ 同意の撤回

視聴履歴に係る同意の撤回は、契約者等の個人情報の本人が行う。視聴履歴に係る同意の撤回を、本人以外の世帯構成員から受け付ける場合は、本人の同意が必要であることを注意喚起しなければならない。【GL第35条第3項】

④ 開示請求

視聴履歴に係る開示請求は、世帯構成員のプライバシー侵害の可能性のあることから、世帯構成員の了解を得たものであるか確認することが望ましい。【GL第21条第1項関連】

⑤ 世帯でテレビ受信機を複数台所有している場合

同一世帯において複数台のテレビ受信機により視聴している場合、視聴履歴の取扱いに係る同意の取得及び同意の撤回への対処は、テレビ受信機毎に行えるようにすることが望ましい。【GL第35条第1項関連】

同意の撤回は、それが、特定のテレビに対してのみのものか、世帯で所有する全てのテレビに対してのものか放送受信者等が判別できるように配慮することが望ましい。
【GL 第 35 条第 1 項関連】

2-3-3 視聴履歴の利用目的の特定及び保存期間の設定

◆ 視聴履歴の利用目的の特定とこれに対応する保存期間に関して、次の①,②の事項を明記。

- ① 視聴履歴については、あらかじめ利用目的を特定し、その達成に必要な期間と合理的に認められる保存期間を定めるとともに、長期間保存することによる漏えいや過剰なプロファイリングのリスクに配慮し、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、遅滞なく消去するよう努めなければならない。【GL 第 10 条】
- ② 放送受信者等が視聴履歴に係る同意を撤回した場合は、撤回前に取得していた視聴履歴を、課金、統計作成、匿名加工情報の作成を利用目的とする場合を除いて、消去するよう努めなければならない。【GL 第 10 条関連】

2-3-4 非特定視聴履歴の取扱いについて

◆ 非特定視聴履歴は個人情報に関する義務は生じないが、特定個人の識別リスクの観点から、以下の事項を明記。

- ① 非特定視聴履歴は、視聴履歴を有する事業者等に対して提供される場合、特定の個人が識別されてしまう可能性があることに留意しなければならない。
- ② 視聴履歴を有する事業者等において、あらかじめ非特定視聴履歴の取得を通じた個人情報の取得に同意を得ていない限り、非特定視聴履歴を取得し、特定の個人を識別、又は、容易に照合できる状態にすることは、個人情報の不適正な取得となり、削除が必要となるので留意しなければならない。(料金又は代金の支払、統計の作成、匿名加工情報の作成を目的とする場合であって、本人に通知、又は公表を行うときはこの限りではない。)【GL 第 7 条第 1 項、第 35 条第 1 項】

※ 利用規約などによる包括同意で取得するか否かに関わらず、事前の同意については、本人が同意に係る判断を行うために必要な情報として、保有する機器が個人情報の取得の対象か否かについて判断できるようにした上で取得することが必要である。【GL 第 35 条第 1 項解説】

2-4. 匿名加工情報の取扱い

2-4-1 視聴履歴の匿名加工情報の作成等

- ◆ 視聴履歴を取扱う匿名加工情報取扱事業者の義務については、放送分野ガイドライン第29条の解説のとおり、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」のほか、個人情報保護委員会事務局レポート「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」(以下、「事務局レポート」という。)に準拠することとする。

※ 安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除(又は他の記述等に置き換え)した上で、引き続き個人情報として取り扱う場合、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、法第36条第1項における匿名加工情報の作成に当たらず、本章の対象にもならない。【委員会ガイドライン 匿名加工情報編 3-2 (※2)関連】

- ◆ 匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」「当該個人情報を復元できないようにしたもの」とは、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により個人を特定できず、かつ、個人情報を復元できないような状態にすることを求めるものである。【事務局レポート3.2.1(p11)関連】
- ◆ 視聴履歴の匿名加工情報の作成に当たって求められる加工について、以下の事項を明記。
 - ① 詳細な時刻情報を伴った視聴履歴は、他の情報と照合されることがあり、個人の特定につながるリスクがある。このため、詳細な時刻を丸めることや、誤差を入れることが望ましい。【事務局レポート 4.1.5.2(p27)関連】
 - ② 視聴履歴は個人の趣味・嗜好を表す傾向がある。一般的に趣味・嗜好から個人の特定に至ることは困難であるとしても、特に顕著な履歴に関しては適切な加工が望ましい。【事務局レポート 4.1.5.2(p27)関連】
 - ③ 視聴履歴の期間が長いほど、その情報は一意となり得、その一意性から直ちに個人を特定することができないとしても個人が推測できる可能性がある。長期にわたる履歴を扱う場合、詳細な時刻や番組名などを適切に加工することが望ましい。【事務局レポート 4.1.5.2(p28)関連】

2-4-2 視聴履歴の匿名加工情報の提供について

◆ 視聴履歴を加工した匿名加工情報の提供について、以下の事項を明記。

- ① 同一の個人の蓄積された視聴履歴は、一意性を持ったデータとなり得るため、それを識別子にして識別につながることもあり得ることから、詳細な時刻や番組名などを適切に加工するとともに、同一の事業者が視聴履歴の匿名加工情報を提供する場合は、都度、異なるサンプルを抽出する、視聴データの期間が重複しないように提供する等の配慮が必要である。【事務局レポート 4.2.1(p29) 関連】
- ② 視聴履歴を匿名加工情報にする際には、匿名加工受信者情報のデータの流通範囲を検討することが望ましい。一次流通のみに限定し、二次流通を禁止する等して特定の事業者へ提供する場合(2-4-4の加工の方向性)に比べて、転々流通を容認する場合には、より強度の曖昧化を検討する必要がある。【事務局レポート 4.2.1(p28) 関連】
- ③ 匿名加工情報を第三者へ提供する場合、本人からの申し出に応じ、匿名加工情報へのデータ利用を停止することができるようにすることが望ましい。

2-4-3 視聴履歴の加工の方向性

◆ 視聴履歴を含む視聴関連個人情報加工して匿名加工受信者情報を作成する場合について、一般的なデータの事例とユースケースと加工の方向性を記載する。具体的には、二次流通を前提とせず、特定の第三者へ提供することを前提に、契約者情報と視聴履歴が契約者IDで紐付けされている事例とその一般的なユースケースを想定する。

◆ なお、加工例は、視聴関連個人情報の匿名加工情報の具体的な利用目的や、当該匿名加工情報を提供する相手方(需要者)の事業の形態、保有する情報等を特定することなく、あくまで基本的な考え方に沿って提示する一般的な加工の例示であり、次のとおり加工すれば十分であることを意味するものでもなければ、これに縛られるものでもない。

実際にどの情報の項目をどこまで加工するかということについては、上記のような具体的な利用目的、需要者の事業形態、ニーズ等を踏まえつつ、データベースに含まれる情報の項目やレコードの数等に応じて判断することが適当であることから、具体的なユースケース毎に、認定個人情報保護団体において検討し、適切な自主ルールを定めることが望ましい。【事務局レポート 4.3.2(p33) 関連】

<視聴履歴の一般的なユースケースにおけるデータのレイアウトイメージ>

○受信者情報

契約者ID	機器ID	MAC アドレス	氏名	性別	生年月日	電話番号	住所
53012602	XX-0001	XX-00-11-22-33-44	総務太郎	男性	1987年3月12日	03-222-XXXX	東京都千代田区霞ヶ関X-X-X
53597201	YY-0002	YY-11-22-33-44-55	情流花子	女性	1990年5月23日	090-444-YYYY	東京都荒川区荒川Y-Y-Y
81567824	ZZ-0003	ZZ-22-33-44-55-66	放政一郎	男性	1968年8月19日	03-123-ZZZZ	東京都港区六本木Z-Z-Z

システムの
に接続

○視聴履歴

契約者ID	視聴日	視聴開始時刻	視聴終了時刻	視聴番組名	視聴チャンネル
53012602	2017年3月26日	20:16	20:45	サッカー・タイム	233
53012602	2017年3月28日	21:00	22:53	A刑事の事件簿	611
53012602	2017年4月2日	20:01	20:45	サッカー・タイム	233
53012602	2017年4月4日	21:05	22:45	A刑事の事件簿	611
53012602	2017年4月9日	05:20	05:29	〇〇教の時間	233

2-4-4 視聴履歴のユースケースにおける基本的な加工の方向性

① 契約者情報に含まれる個人属性情報の加工の方向性【事務局レポート 4.1(p18) 関連】

- ・ 契約者ID : 個人情報と視聴履歴を連結する符号に該当するため、仮IDに置き換える等によりすべてを削除する。
- ・ 機器ID/MACアドレス : 個人に密接し、かつ当該個人が容易に変更することができない外部から観察可能な符号であって、不変性が高いIDであるため(個人情報保護法施行規則第19条第5号)、再識別につながる可能性がある情報として削除する。
- ・ 生年月日 : 少なくとも日については削除する一方で、同年同月に生まれた個人の人数が少ない場合は年月も削除の対象となる。曖昧化の程度については、住所の加工と合わせて検討する。
- ・ 電話番号 : 多数の事業者で収集されており、個人の特定につながる可能性が高いため、削除する。ただし、住所の記述の曖昧化と平仄を揃える程度の情報であれば残すことは可能。
- ・ 住 所 : 個人の特定につながる可能性が高い情報であるが、有用性が高いことから、データセットの大きさや他の情報(生年月日等)の加工の程度を考慮して行う必要がある。町村以下の情報、郵便番号は原則として削除することが望ましい。

※ 上記のような、情報の項目それぞれについて一定程度曖昧化されるように部分的な削除や置換えを行う考え方のほか、住所・生年月日・性別等の複数の項目の組合せで一意にならないように各項目の加工レベルを調整する考え方も想定される。【事務局レポート 4.1.1(p20) 関連】

<データ項目毎のリスクと加工方法>

データ項目	想定されるリスク	望ましい加工方法の例
契約者ID	<ul style="list-style-type: none"> 契約者を特定されるリスクがある。 	全て削除する、又は仮IDに置き換える。(項目削除)
機器ID	<ul style="list-style-type: none"> 契約者を特定されるリスクがある。 	全て削除する。(項目削除)
MAC アドレス	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業者でも収集している可能性があり、それと照合して個人が特定されるリスクがある。 	全て削除する。(項目削除)
氏名	<ul style="list-style-type: none"> 単体で個人を特定できる。 	全て削除する。(項目削除)
性別	<ul style="list-style-type: none"> 他の情報との組合せによって、個人が特定されるリスクがある。 	加工しない。他のデータ項目を加工することで個人が特定されるリスクを下げることで対応する。
生年月日	<ul style="list-style-type: none"> 他の情報との組合せによって、個人が特定されるリスクがある。 	20歳未満、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上の7つの年代に置き換える。(丸め)
電話番号	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業者でも収集している可能性があるため、他のデータと照合して個人が特定されるリスクがある。 また、本人にアクセスされるリスクがある。 	全て削除する。(項目削除)
住所	<ul style="list-style-type: none"> 他の情報との組合せによって、個人が特定されるリスクがある。 他の事業者でも収集している可能性があるため、他のデータと照合して個人が特定されるリスクがある。 また、本人にアクセスされるリスクがある。 	市区郡単位より細かい情報を削除する。(丸め) 郵便番号は、市区郡より細かい情報であるため削除する。(項目削除)

② 視聴履歴の加工の方向性

- ◆ 視聴履歴の加工に当たっては、利用したいデータ項目や利用目的を踏まえ、適切な加工手法を選択する必要がある。

例1): 番組横断的に長期間連続する視聴履歴を匿名加工して提供する場合

例2): 次の①～③のいずれかの視聴履歴を匿名加工して提供する場合

- ① 短期間のみ、②特定のチャンネルのみ、③特定の番組のみ

1) 番組横断的に長期間連続する視聴履歴を匿名加工して提供する場合【事務局レポート4.1(p18)関連】

- ・ 契約者ID: 個人情報と視聴履歴を連結する符号に該当するため、仮IDに置き換える等により全てを削除する。
- ・ 視聴開始時刻/視聴終了時刻: 詳細な時刻情報を含むデータベースは、視聴番組や視聴チャンネルを表す情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得るため、削除する。
- ・ 番組名: 番組横断で蓄積された履歴は、一意性を持ったデータとなり得るため、番組のジャンルなどに置き換える。

<データ項目毎のリスクと加工方法>

データ項目	想定されるリスク	望ましい加工方法の例
契約者 ID	<ul style="list-style-type: none"> 契約者を特定されるリスクがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 全て削除する、又は仮 ID に置き換える。(項目削除)
氏名	<ul style="list-style-type: none"> 単体で個人を特定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全て削除する。(項目削除)
視聴日	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な時刻情報は、他の情報と照合されることがあり、個人の特定につながるリスクがある。 ✓ 提供先が、一部重複する視聴履歴を保有している場合等には、照合されるリスクが高まる。 視聴履歴の期間が長いほど、その情報は一意となり得、その一意性から直ちに個人を特定することができなるとしても配慮が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「視聴日」のみを残し、「視聴開始時刻」と「視聴終了時刻」を削除することで、個人が特定されるリスクを下げることで対応する(丸め)。
視聴開始時刻		<ul style="list-style-type: none"> 削除する。(項目削除)
視聴終了時刻		<ul style="list-style-type: none"> 削除する。(項目削除)
番組名		<ul style="list-style-type: none"> 番組のジャンル等のより上位の概念に置き換える。(一般化)
視聴チャンネル		<ul style="list-style-type: none"> 加工しない。
録画再生回数	<ul style="list-style-type: none"> 再生回数が極めて多いなどの特異な記述は特定の個人の識別又は元の個人情報への復元につながるリスクがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生回数を「〇回以上」という情報に置き換える。(トップコーディング)

2) 次の①～③のいずれかの視聴履歴を匿名加工して提供する場合／①短期間のみ、②特定のチャンネルのみ、③特定の番組のみ【事務局レポート4.1(p18)、4.3(p31)関連】

- ・ レコード一部抽出： 複数データの連結による再識別ができないように、①短期間の番組横断的な視聴履歴については、各日毎に異なるサンプル、②特定チャンネルにかかる視聴履歴の場合、チャンネル毎に異なるサンプル、③特定番組のみの視聴履歴の場合、1番組(例えば1つのドラマの1話から最終話まで)を超えて作成する場合は番組毎に異なるサンプルを(確率的に)抽出する。
- ・ 契約者ID： 個人情報と視聴履歴を連結する符号に該当するため、仮IDに置き換える等により全てを削除する。
- ・ 視聴開始時刻/視聴終了時刻： 詳細な時刻情報を含むデータベースは、視聴番組や視聴チャンネルを表す情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得るため、①加工対象とする期間を十分な短期間のみ限定する、②特定のチャンネルのみ限定する、③特定の番組に限定することにより、個人が特定されるリスクを下げるのが望ましい。
さらに、具体的な加工の手法として、丸め(ラウンディング)や、ノイズ(誤差)付加を行う。
- ・ チャンネル名、番組名： 当該番組を視聴した者が極めて少ないチャンネルや番組については、匿名加工情報の利用目的を考慮して適切な情報の粒度とすることや、匿名加工情報の作成の是非を検討する。また、録画した放送番組の一定期間における再生回数が極めて高いなど、その視聴の希少性の高さ等から個人の特定につながる可能性があるものは、再生回数の曖昧化を行うのが望ましい。

<データ項目毎のリスクと加工方法>

データ項目	想定されるリスク	望ましい加工方法の例
契約者 ID	<ul style="list-style-type: none"> 契約者を特定されるリスクがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 全て削除する、又は仮 ID に置き換える。(項目削除)
氏名	<ul style="list-style-type: none"> 単体で個人を特定できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全て削除する。(項目削除)
視聴日	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な時刻情報は、他の情報と照合されることがあり、個人の特定につながるリスクがある。 ✓ 提供先が、一部重複する視聴履歴を保有している場合等には、照合されるリスクが高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 加工しない。次の①～③のいずれかの視聴履歴に限定することで、個人が特定されるリスクを下げることで対応する。 ①短期間のみ、②特定のチャンネルのみ、③特定の番組のみ
視聴開始時刻		<ul style="list-style-type: none"> 丸める(ラウンディング)、又は、一定の分布に従った乱数的な数値等を付加するノイズ(誤差)付加を行うことで対応する。
視聴終了時刻		<ul style="list-style-type: none"> 同上
番組名		<ul style="list-style-type: none"> 加工しない。
視聴チャンネル		<ul style="list-style-type: none"> 加工しない。
録画再生回数		<ul style="list-style-type: none"> 再生回数が極めて多いなどの特異な記述は特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるリスクがある。

3. 留意点と今後の課題

視聴履歴については、旧指針では、利用目的が料金等の課金目的と統計作成目的の2つに限定されていたが、今回の放送分野ガイドライン改正により、本人の同意を得た上で、視聴履歴を様々な目的に利活用することが可能になっている。具体的なサービスへの反映については事業者による今後の展開が待たれるところだが、WGにおける検討の時点では、十分な想定ができていないと言え難い。このため、新たな利活用が進むことにより、WGにおける検討を超える課題が生じることも十分考えられる。

特に、匿名加工情報は、本年5月30日に施行された平成27年個人情報保護法改正により新たに導入された制度であり、また、業界における視聴履歴の匿名加工情報の活用のユースケースが定まらない状況下においては、個人情報を復元することができないようにするために必要な具体的な加工の程度や取扱いについて、WGにおける検討には限界がある部分が多い。

IoTの普及などに伴うメディア環境の変化に伴い、放送業界においても、今後、従来の放送の枠組みに留まらず、放送と連携した動画配信サービスをはじめ、インターネットを活用した新たなサービスの提供が進むことが想定されている。その進展に伴い、放送への視聴者等の信頼を維持しつつ、視聴者等の利便性の向上を図っていくことは、放送業界の健全な発展を図っていく上で不可欠かつ急務の課題となると考えられる。視聴者等の個人情報をはじめとするパーソナルデータの利活用と、プライバシーの保護を両立するルールの整備について、業界全体の継続的な課題であるのと位置付けが浸透し、認定個人情報保護団体を中心に、幅広い関係者の参加を得た検討が進むことを期待する。

(参考1)

放送を巡る諸課題に関する検討会
視聴環境分科会
「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」開催要綱

1 背景・目的

本ワーキンググループ(以下「WG」という。)は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(以下「親会」という。)の「視聴環境分科会」(以下「分科会」という。)の下に設置される会合として、改正個人情報保護法やパーソナルデータ利活用の新たな動向を踏まえつつ、新たな放送サービスの展開に向けたプライバシー保護等のあり方について検討することを目的とする。

2 名称

本WGは「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 第189回国会で成立した改正個人情報保護法を踏まえた個人情報の取扱いの整理及び「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」(平成16年総務省告示第696号)の規定内容の見直し
- (2) スマートテレビ等を活用した新たな放送サービス展開に必要な運用ルール等の整理
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの主査は、分科会長が指名する。本WGの構成員及びオブザーバーは、主査が指名する。
- (2) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (3) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集する。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本WGの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本WGの庶務は、情報流通行政局放送政策課が関係課と連携して行うものとする。

(参考2) 視聴者プライバシー保護ワーキンググループ 構成員・オブザーバー名簿

(敬称略、主査及び主査代理を除き五十音順)

【構成員】

(主査)	ししど じょうじ 宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(主査代理)	もり りょうじ 森 亮二	弁護士
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	こづか そういちろう 小塚 莊一郎	学習院大学法学部教授
	こんどう のりこ 近藤 則子	老テク研究会事務局長
	ながた みき 長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	みお みえこ 三尾 美枝子	弁護士

(計7名)

【オブザーバー】

一般社団法人IPTVフォーラム
一般社団法人衛星放送協会
一般社団法人電子情報技術産業協会
日本放送協会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人日本コミュニティ放送協会
一般社団法人日本民間放送連盟
一般社団法人放送サービス高度化推進協会
一般財団法人放送セキュリティセンター
個人情報保護委員会事務局
経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

(計11名)

(参考3) 検討経緯

	開催日	議題	ヒアリング対象者等
第1回	平成28年 10月4日	・ 放送分野ガイドライン改正に当たっての主な論点	・株式会社野村総合研究所 ・森主査代理 (以下非公開) ・スカパーJSAT 株式会社 ・株式会社ジュピターテレコム ・株式会社 HAROiD
第2回	10月24日	・ 放送分野ガイドライン改正の基本的考え方 ・ 放送分野ガイドラインの規律の改正の方向性	
第3回	11月24日	・ 放送分野ガイドライン改正案の検討	・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
第4回	12月 8日	・ 放送分野ガイドライン改正案の検討	
第5回	平成29年 2月 8日	・ 放送分野ガイドラインの運用に当たり検討すべき事項(1. 通知・同意取得のあり方)	
第6回	3月13日	・ 放送分野ガイドラインの運用に当たり検討すべき事項(2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮)	
第7回	5月11日	・ 放送分野ガイドラインの運用に当たり検討すべき事項(3. 匿名加工情報の取扱い)	・森主査代理 ・高橋克巳氏(NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員)(アドバイザー出席)
第8回	6月 7日	・ 認定個人情報保護団体の指針等において検討が望ましい論点取りまとめ	